3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　岩谷滋雄在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十二号

平成二十二年三月九日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　東博史在モーリタニア大使
モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十三号

平成二十一年九月二十九日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十四年三月二十九日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったイスタンブール長大橋耐震強化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十四年二月十日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十四号

平成二十二年三月九日にマナグアで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億八千八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　斎藤伸一在ニカラグア大使
ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十五号

平成二十二年三月九日にマナグアで、国立ルベン・ダリオ劇場照明機材及び楽器整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　国立ルベン・ダリオ劇場照明機材及び楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八千五百七十万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　斎藤伸一在ニカラグア大使
ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百十六号

平成二十二年三月五日にカトマンズで、コミュニティ交通改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　コミュニティ交通改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官
平成二十二年三月二十四日
外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第九十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
平成二十二年三月二十四日
財務大臣　菅　直人
（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第一回	七十九億八百八十二万円	七十八億六千九百七十四万百六十円
合計		七十九億八百八十二万円	七十八億六千九百七十四万百六十円

○文部科学省告示第四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成十九年一月三十日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成二十二年三月二十四日
文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
竹の丸（旧松本家住宅）主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積四一三平方メートル	平成十七年文部科学省告示第十八号	静岡県掛川市掛川一二〇〇―一
竹の丸（旧松本家住宅）離れ	木造二階建、スレート葺、建築面積一三〇平方メートル	平成十七年文部科学省告示第十八号	静岡県掛川市掛川一二〇〇―一

○文部科学省告示第五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月二日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成二十二年三月二十四日
文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
浜松銀行協会	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積三二七平方メートル	平成十年文部省告示第二十三号	静岡県浜松市中区栄町三―一・二

○農林水産省告示第四百八十号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。
平成二十二年三月二十四日
農林水産大臣　赤松　広隆
一の家畜共済診療点数表を次のように改める。
（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）